

種類	品目	性能等	限度価格 (円)	耐用 年数	対象者			その他の条件
					対象年齢	障害種別	等級	
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練の出来る器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を調整できる機能を有するもの	154,800	8	18歳以上	下肢機能障害	2級以上	
	特殊寝台	腕、脚等の訓練の出来る器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を調整できる機能を有するもの	154,800	8	18歳以上	体幹機能障害	2級以上	
	特殊寝台	腕、脚等の訓練の出来る器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を調整できる機能を有するもの	154,800	8	-	難病患者等		寝たきりの状態にある者
	特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5	18歳以上	下肢機能障害	1級	常時介護を要する者
	特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5	18歳以上	体幹機能障害	1級	常時介護を要する者
	特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5	3歳以上 18歳未満	下肢機能障害	2級	
	特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5	3歳以上 18歳未満	体幹機能障害	2級	
	特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5	3歳以上	知的障害	重度又は最重度	
	特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5	-	難病患者等		寝たきりの状態にある者
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又はその介護者が容易に使用できるもの	67,000	5	学齢児以上	下肢機能障害	1級	常時介護を要する者
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又はその介護者が容易に使用できるもの	67,000	5	学齢児以上	体幹機能障害	1級	常時介護を要する者
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又はその介護者が容易に使用できるもの	67,000	5	-	難病患者等		自力で排尿できない者
	入浴担架	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5	3歳以上	下肢機能障害	2級以上	入浴に家族等他人の介助を要する者
	入浴担架	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5	3歳以上	体幹機能障害	2級以上	入浴に家族等他人の介助を要する者
	体位変換	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	15,000	5	学齢児以上	下肢機能障害	2級以上	下着交換等で家族等他人の介助を要する者
	体位変換	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	15,000	5	学齢児以上	体幹機能障害	2級以上	下着交換等で家族等他人の介助を要する者
	体位変換	障害児・者等又は介護者が容易に使用できるもの	15,000	5	-	難病患者等		寝たきりの状態にある者
	移動用リフト	介護者が障害児・者を移動させる際に、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	159,000	4	3歳以上	下肢機能障害	2級以上	
	移動用リフト	介護者が障害児・者を移動させる際に、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	159,000	4	3歳以上	体幹機能障害	2級以上	
	移動用リフト	介護者が障害児・者を移動させる際に、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	159,000	4	-	難病患者等		下肢又は体幹機能に障害のある者

訓練椅子	原則として <b>附属</b> のテーブルが付いているもの	33,100	5	3歳以上 18歳未満	下肢機能障害	2級以上	
訓練椅子	原則として <b>附属</b> のテーブルが付いているもの	33,100	5	3歳以上 18歳未満	体幹機能障害	2級以上	
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200	8	3歳以上 18歳未満	下肢機能障害	2級以上	
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200	8	3歳以上 18歳未満	体幹機能障害	2級以上	
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200	8	-	難病患者等		下肢又は体幹機能に障害のある者
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	90,000	8	3歳以上	下肢機能障害		入浴に介助を要する者
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	90,000	8	3歳以上	体幹機能障害		入浴に介助を要する者
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	90,000	8	-	難病患者等		入浴に介助を要する者
便器	障害者等が容易に使用できるもの(手すりをつけることができるもの)	4,450	8	学齢児以上	下肢機能障害	2級以上	
便器	障害者等が容易に使用できるもの(手すりをつけることができるもの)	4,450	8	学齢児以上	体幹機能障害	2級以上	
便器	障害者等が容易に使用できるもの(手すりをつけることができるもの)	4,450	8	-	難病患者等		常時介護を要する者
便器	障害児については手すりつきのもの(住宅改修を伴うものを除く)	5,400	8	学齢児以上	下肢機能障害	2級以上	
便器	障害児については手すりつきのもの(住宅改修を伴うものを除く)	5,400	8	学齢児以上	体幹機能障害	2級以上	
便器	障害児については手すりつきのもの(住宅改修を伴うものを除く)	5,400	8	-	難病患者等		常時介護を要する者
特殊便器	足踏ペダルで温水温風が出るもの(住宅改修を伴うものを除く)	151,200	8	学齢児以上	上肢機能障害	2級以上	自ら排便後の処理ができない者
特殊便器	足踏ペダルで温水温風が出るもの(住宅改修を伴うものを除く)	151,200	8	学齢児以上	知的障害	重度又は最重度	自ら排便後の処理ができない者
特殊便器	足踏ペダルで温水温風が出るもの(住宅改修を伴うものを除く)	151,200	8	-	難病患者等		上肢機能に障害のある者
つえ(T字・棒状)	障害者が容易に使用できるもの	4,200	3	学齢児以上	平衡機能障害		つえの使用により歩行機能が補完される者
つえ(T字・棒状)	障害者が容易に使用できるもの	4,200	3	学齢児以上	下肢機能障害		つえの使用により歩行機能が補完される者
つえ(T字・棒状)	障害者が容易に使用できるもの	4,200	3	学齢児以上	体幹機能障害		つえの使用により歩行機能が補完される者

自立生活支援用具

移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 ア)障害者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ)転倒予防、立上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具(ただし、住宅改修を伴うものを除く)	工事費含む 60,000	8	3歳以上	平衡機能障害		家庭内の移動等において介助を要する者
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 ア)障害者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ)転倒予防、立上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具(ただし、住宅改修を伴うものを除く)	工事費含む 60,000	8	3歳以上	下肢機能障害		家庭内の移動等において介助を要する者
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 ア)障害者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ)転倒予防、立上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具(ただし、住宅改修を伴うものを除く)	工事費含む 60,000	8	3歳以上	体幹機能障害		家庭内の移動等において介助を要する者
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 ア)障害者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ)転倒予防、立上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具(ただし、住宅改修を伴うものを除く)	工事費含む 60,000	8	-	難病患者等		下肢が不自由な者
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750	3	-	平衡機能障害		
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750	3	-	下肢機能障害		
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750	3	-	体幹機能障害		
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750	3	-	知的障害		てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750	3	-	精神障害		てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8	-	身体障害	2級以上	火災発生の感知及び避難が困難な当該障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※1
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8	-	知的障害	重度又は最重度	火災発生の感知及び避難が困難な当該障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※1
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8	-	精神障害	2級以上	火災発生の感知及び避難が困難な当該障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※1
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災消火がし得るもの	28,700	8	-	身体障害	2級以上	火災発生の感知及び避難が困難な当該障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※1
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災消火がし得るもの	28,700	8	-	知的障害	重度又は最重度	火災発生の感知及び避難が困難な当該障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※1
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災消火がし得るもの	28,700	8	-	精神障害	2級以上	火災発生の感知及び避難が困難な当該障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※1
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災消火がし得るもの	28,700	8	-	難病患者等		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電磁調理器	障害者が容易に使用できるもの	41,000	6	18歳以上	視覚障害	2級以上	当該障害者のみの世帯

	電磁調理器	障害者が容易に使用できるもの	41,000	6	18歳以上	知的障害	重度又は最重度	
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	障害者が容易に使用できるもの	7,000	10	学齢児以上	視覚障害	2級以上	
	聴覚障害者用 屋内信号装置	音、音声等と視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10	18歳以上	聴覚障害	2級以上	当該障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯※1
日常生活用具	透析液加温装置	透析液を加温し、一定温度に保つことができるもの	51,500	5	3歳以上	腎臓機能障害	3級以上	
	ネブライザー (吸入器)	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000	5	学齢児以上	呼吸器機能障害	3級以上	過去に電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けたものは、その用具の耐用年数も経過しているもの
	ネブライザー (吸入器)	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000	5	学齢児以上	上肢機能障害	3級以上	医師の見書により必要と認められるもの ただし、過去に電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けたものは、その用具の耐用年数も経過しているもの
	ネブライザー (吸入器)	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000	5	学齢児以上	体幹機能障害	3級以上	医師の見書により必要と認められるもの ただし、過去に電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けたものは、その用具の耐用年数も経過しているもの
	ネブライザー (吸入器)	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000	5	学齢児以上	音声・言語・そしゃく機能障害	3級以上	医師の見書により必要と認められるもの ただし、過去に電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けたものは、その用具の耐用年数も経過しているもの
	ネブライザー (吸入器)	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000	5	-	難病患者等		呼吸器機能に障害がある者 ただし、過去に電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けたものは、その用具の耐用年数も経過しているもの
	電気式たん吸引機	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの(ネブライザーとの両用器を含む)	56,400 ネブライザーとの両用器の場合 74,620	5	学齢児以上	呼吸器機能障害	3級以上	電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去にネブライザーの給付を受けたものは、その耐用年数を経過していること
	電気式たん吸引機	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの(ネブライザーとの両用器を含む)	56,400 ネブライザーとの両用器の場合 74,620	5	学齢児以上	上肢機能障害	3級以上	医師の見書により必要と認められるもの ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去にネブライザーの給付を受けたものは、その耐用年数を経過していること
	電気式たん吸引機	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの(ネブライザーとの両用器を含む)	56,400 ネブライザーとの両用器の場合 74,620	5	学齢児以上	体幹機能障害	3級以上	医師の見書により必要と認められるもの ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去にネブライザーの給付を受けたものは、その耐用年数を経過していること
	電気式たん吸引機	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの(ネブライザーとの両用器を含む)	56,400 ネブライザーとの両用器の場合 74,620	5	学齢児以上	音声・言語・そしゃく機能障害	3級以上	医師の見書により必要と認められるもの ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去にネブライザーの給付を受けたものは、その耐用年数を経過していること
	電気式たん吸引機	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの(ネブライザーとの両用器を含む)	56,400 ネブライザーとの両用器の場合 74,620	5	-	難病患者等		呼吸器機能に障害がある者 ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去にネブライザーの給付を受けたものは、その耐用年数を経過していること
在宅療養等支援用具								

酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用できるもの	17,000	10	18歳以上	身体障害		医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者
視覚障害者用体温計(音声式)	障害者が容易に使用できるもの	9,000	5	18歳以上	視覚障害	2級以上	単身の当該障害者の世帯又はこれに準ずる世帯※1
視覚障害者用体重計	障害者が容易に使用できるもの	18,000	5	18歳以上	視覚障害	2級以上	単身の当該障害者の世帯又はこれに準ずる世帯※1
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	障害者等が容易に使用できるもの	50,000	5	-	呼吸器機能障害	3級以上	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	障害者等が容易に使用できるもの	50,000	5	-	心臓機能障害	3級以上	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	障害者等が容易に使用できるもの	50,000	5	-	身体障害		呼吸器3級以上、心臓機能3級以上と同程度で在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者であり医師の意見書により必要と認められるもの
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	障害者等が容易に使用できるもの	157,500	5	-	難病患者等		人工呼吸器の装着が必要な者
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	98,800	5	学齢児以上	音声・言語機能障害		発生言語に著しい障害を有する者
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	98,800	5	学齢児以上	上肢機能障害		発生言語に著しい障害を有する者
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	98,800	5	学齢児以上	下肢機能障害		発生言語に著しい障害を有する者
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	98,800	5	学齢児以上	体幹機能障害		発生言語に著しい障害を有する者
情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000	4	-	上肢機能障害	2級以上	周辺機器やソフトを追加する必要がある者
情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000	4	-	視覚障害	2級以上	周辺機器やソフトを追加する必要がある者
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータ画面の情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6	18歳以上	視覚障害かつ聴覚障害	2級以上	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の重複障害者
点字器(点筆を含む)	両面書	10,400	7	-	視覚障害	2級以上	本人が就労若しくは就学しているか又はそれが見込まれる者
点字器(点筆を含む)	片面書	7,200	5	-	視覚障害	2級以上	本人が就労若しくは就学しているか又はそれが見込まれる者
点字タイプライター	障害者が容易に使用できるもの	63,100	5	-	視覚障害	2級以上	本人が就労若しくは就学しているか又はそれが見込まれる者
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者が容易に使用できる次のもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能	85,000	6	学齢児以上	視覚障害	2級以上	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能	35,000	6	学齢児以上	視覚障害	2級以上	
視覚障害者活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	99,800	6	学齢児以上	視覚障害	2級以上	

情報・意思疎通支援用具

視覚障害者用 拡大読書器	画像入力装置により、簡単に拡大された画像をモニターに映せるもの(あわせて読み上げ機能があるものを含む)	198,000	8	学齢児以上	視覚障害		本装置により文字等を読むことが可能となる者
音声ICタグレ コーダー	情報を音声でICタグに読み込ませ出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	63,000	6	学齢児以上	視覚障害	2級以上	
視覚障害者用 時計	障害者が容易に使用できるもの	触読式 10,300	10	18歳以上	視覚障害	2級以上	
視覚障害者用 時計	障害者が容易に使用できるもの	音声式 13,300	10	18歳以上	視覚障害	2級以上	音声式は手指の触覚に障害がある等のため触読式では使用が困難なもの
視覚障害者用 情報受信装置	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	29,000	6	-	視覚障害	2級以上	本装置により、テレビ放送の情報を聴くことが可能となる者
聴覚障害者用 通信装置	一般の電話機に接続できるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で障害者が容易に使用できるもの	71,000	5	学齢児以上	聴覚障害		コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの
聴覚障害者用 通信装置	一般の電話機に接続できるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で障害者が容易に使用できるもの	71,000	5	学齢児以上	音声言語機能障害		コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの
聴覚障害者用 情報通信装置	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に、字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	88,900	6	-	聴覚障害		本装置によりテレビの視聴が可能となるもの
人工喉頭	笛式 呼吸によりゴム等の幕を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口こう内に導き構音化させるもの	笛式 8,100	5	-	音声言語機能障害		咽頭摘出者
人工喉頭	電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口こう内に導き構音化させたもの	電動式 70,100	5	-	音声言語機能障害		咽頭摘出者
点字図書	点字により作成された図書	図書価格から自己負担額を控除した額	-	-	視覚障害		主に、情報の入手を点字による者
ストーマ用装 具	皮膚の保護・排泄せつ物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品 ※支給単位は1箇月から6箇月まで	月額 蓄便袋 8,600	-	-	直腸・ぼうこう機能障害		ストーマ造設者
ストーマ用装 具	皮膚の保護・排泄せつ物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品 ※支給単位は1箇月から6箇月まで	月額 蓄尿袋 11,300	-	-	直腸・ぼうこう機能障害		ストーマ造設者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上			皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のため装具を装着することができないもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上			先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便、排尿機能障害のあるもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上			先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害のある者で紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上	上肢機能障害		脳原性の原傷病であり発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上	下肢機能障害		脳原性の原傷病であり発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者

排泄管理  
支援用具

紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上	体幹機能障害		脳原性の原傷病であり発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上	運動機能障害		脳原性運動機能障害者であって発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上 20歳未満	下肢機能障害	2級以上	常時介護を要する者で紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上 20歳未満	体幹機能障害	2級以上	常時介護を要する者で紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	テープ留、パンツ、シート、パッドタイプ等サラシ、ガーゼ、脱脂綿も含む ※支給単位は1ヶ月から6ヶ月まで	月額 12,000	-	3歳以上 20歳未満	知的障害	重度又は最重度	常時介護を要する者で紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上			皮膚の着しいびらん、ストーマの変形のため装具を装着することができないもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上			先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便、排尿機能障害のあるもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上			先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害のある者で紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上	運動機能障害		脳原性運動機能障害者であって発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上	上肢機能障害		脳原性の原傷病であり発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上	下肢機能障害		脳原性の原傷病であり発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上	体幹機能障害		脳原性の原傷病であり発症時期が3歳以前である者で、意思表示困難なもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上 20歳未満	下肢機能障害	2級以上	常時介護を要するもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上 20歳未満	体幹機能障害	2級以上	常時介護を要するもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
紙おむつ等	洗腸装具 障害者が容易に使用できるもの	月額 17,200	6ヶ月	3歳以上 20歳未満	知的障害	重度又は最重度	常時介護を要するもので紙おむつ等の用具類を必要とする者
収尿器	収尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの。	男性用 7,700	1	-	身体障害者・児		脊髄損傷等により排尿障害(失禁等)のある者
収尿器	収尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの。	女性用 8,500	1	-	身体障害者・児		脊髄損傷等により排尿障害(失禁等)のある者
居室生活動作補助用具	障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	1度	学齢児以上	下肢機能障害	3級以上	
居室生活動作補助用具	障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	1度	学齢児以上	体幹機能障害	3級以上	(特殊便器取替えの場合は上肢機能2級以上)
居室生活動作補助用具	障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	1度	学齢児以上	(乳幼児期非進行性脳病変による)運動機能障害	3級以上	(特殊便器取替えの場合は上肢機能2級以上)

住宅改修費

	居室生活動作補助用具	障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	1度	-	難病患者等		下肢又は体幹機能に障害がある者
--	------------	------------------------------------	---------	----	---	-------	--	-----------------

※1. 火災報知器、自動消火器、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計の基準における障害者等のみの世帯に準ずる世帯とは、同居者が高齢者・病弱である世帯、又は同居者が仕事や学校等に行くことにより日中に家族が不在である世帯等とする。

※2. 紙おむつの対象者のうち、「脳原性運動機能障害者で意思表示困難なもの」とは(1)(2)の全てに該当するものとする。

(1) 手帳の障害区分記載が、ア.イ.ウのいずれかに該当し、意思表示困難なもの

ア. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害であるもの

イ. 肢体不自由（上肢・下肢・体幹）で脳原性の原傷病名（脳性麻痺、脳炎、無酸素脳症等）の記載があるもの

ウ. 肢体不自由（上肢・下肢・体幹）の記載があり、医師意見書等により脳原性の原傷病であることが分かるもの

(2) 上記(1)の原傷病の発症時期については、乳幼児期以前（おおむね3歳以前）とする。